

おめでとう “一筋の道” 椎名氏に勲五等瑞宝章



実川辨之助氏



椎名 登氏

今年春の叙勲では、町内で2人の受章者がありました。

1人は、元横芝町長の椎名登氏（古川14の5）。同氏は昭和22年町議会議員に当選。以来、町消防団長、県議会議員、町長を歴任。旺盛な奉仕の精神と、豊富な識見によって地方自治の発展に寄与した功績が認められたものです。

もう1人は、保護司の実川辨之助氏（屋形 5, 270）。

同氏は昭和22年から今日に至るまで、不幸にして犯罪を犯してしまった人達の社会復帰など、更生保護事業に長年尽くされ、今日の映えある受章となったものです。

2人とも、一筋の道に半生を捧げた結果の受章であります。おめでとうございました。

椎名氏 受章の 祝賀会開かる

この春、叙勲の栄誉に輝いた椎名登氏の叙勲祝賀会が、五月二十六日、横芝小体育館で開かれました。

これは同氏が勲五等瑞宝章という、地方自治功労として最高ともいふべき栄誉に輝いたことを祝うため、町と町議会が主催して行ったものです。

椎名氏は「思えば長い道程でした。今のこの気持ちは終生忘れられないでしょう。この感激を胸に、これからも皆さんと一緒に、若返ったつもりで町の為に尽くします」と感慨深げに、受章の喜びと抱負を語っていました。



（せんきよ） だより「その4」 投票日に投票できないとき

選挙の投票は、投票日に、選挙人が投票所へ行って投票するいわゆる選挙当日投票主義が採用されています。しかし、この当日主義を貫くと、投票日に、正当な理由があつて投票所へ行って投票することができない選挙人の一票が政治に反映されないこととなり、公平性を失うおそれがでてきます。

そこで選挙当日投票主義の例外として投票日の前にあらかじめ投票する方法が設けられたのが不在者投票制度なのです。

不在者投票制度は、このように例外的なものであるため、その不正乱用を防止する意味において厳密な手続きにより行われることになっています。

不在者投票をする理由

不在者投票をするためには、投票日にその選挙人が自ら投票所に行つて投票することができない理由がなければなりません。その理由は次に掲げるいずれか一つに該当していなければなりません。

- (1) 選挙人がその属する投票区の区域外で職務または業務に従事している場合。
- (2) 選挙人がやむを得ない用務または

- は事故のためその属する投票区のある市町村の区域外に旅行中または滞在中である場合。
- (3) 選挙人が疾病、負傷、妊娠、老衰、不具あるいは産褥にあるため歩行が著しく困難である場合または監獄、少年院あるいは婦人補導院に収容中である場合。
- (4) 選挙人がその属する県議会の議員の選挙区の区域外に居住中である場合。

不在者投票ができる期間

不在者投票をすることが出来る期間は、選挙の期日の公示（または告示）の日から投票日の前日までとなっています。（不在者投票用紙等の請求は、選挙期日の公示（告示前）でもすることが出来ます。）

しかし、旅行先や滞在先で不在者投票をする場合、投票日までその選挙人が属する市町村の選挙管理委員会（厳密に言えば、その投票所）にその不在者投票が到達しないと無効になりますから、その郵送期間などを考慮して不在者投票をする必要があります。なお、時間は毎日（日曜、祝祭日の区別なく）午前八時三十分から午後五時までとなっています。